<重要事項説明書(訪問介護)>

令和(8)年(10)月(1)日 現在

1 事業所概要

①事業所情報

事業所名	ヘルパーステーション スマイル
本社所在地	岡山県久米郡美咲町小原1511
連絡先	(TEL)0868-66-3855 (FAX)0868-66-3860
管理者名	谷口 摩耶
サービス種類	訪問介護
介護保険指定番号	3373800642
サービス提供地域	美咲町・旧建部町・久米南町・鏡野町・津山市・旧吉井町

※サービス提供地域に関して、提供地域外の方はご相談ください。

②営業時間

平日	午前8:30 ～ 午後5:30
定休日	日曜日、8月14日～8月16日、12月29日～1月3日

※居宅サービス計画により、営業日及び、営業時間以外でもサービス提供を行う場合があります。

③職員体制

職種	業務内容	人員数		
		常勤	非常勤	合計
管理者	以下を実施します ・従業者及び業務の管理 ・従業者に対する、法令・規定の遵守させるために必要な指揮命令	1 名	名	1 名
サービス提供責任者	以下を実施します ・指定訪問介護の利用申込みに係る調整 ・訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明 ・利用者へ訪問介護計画の交付 ・指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更 ・利用者の状態変化やサービスに関する意向の定期的な把握 ・サービス担当者会議への出席等による、居宅介護支援事業者との連携 ・訪問介護員等に対する、利用者の援助目標及び援助内容の指示 ・訪問介護員等に対する、利用者の状況についての情報伝達 ・訪問介護員等による業務実施状況の把握 ・訪問介護員等の業務管理 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等 ・その他サービス内容の管理について必要な業務	2 名 (内1名は管理者と兼務)	名	2 名

訪問介護員	以下を実施します ・訪問介護計画に基づく、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービス提供 ・適切な介護技術によるサービス提供のため、サービス提供責任者が行う研修・指導等を受ける ・利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者への報告 ・サービス提供責任者からの、利用者の状況についての情報伝達を受ける	2名以上	1名以上	3名以上
事務員	以下を実施します ・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	名	1 名	1 名

④事業計画・財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びそのご家族様にとどまらず全ての方に対し、要望があれば閲覧することができます。

⑤事業目的・運営方針

事業目的	株式会社心笑が開設するヘルパーステーション スマイル（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第一号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護等を提供することを目的とする。
運営方針	利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うものとする。さらに要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護の状態となることを予防し生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行うものとする。事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2 当事業所連絡窓口（相談：苦情・キャンセル連絡等）

電話番号	(0868)-66-3855
担当者	谷口 摩耶
受付時間	午前8:30 ～ 午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

3 利用料金
①利用料金

(1)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
【要介護の方】（1割負担、1回の目安）

区分	サービス提供時間帯	20分未満		20分以上30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満		1時間30分以上30分を増すごと	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	昼間（午前8時～午後6時）	1630円	163円	2440円	244円	3870円	387円	5670円	567円	820円を加算	82円を加算
生活援助	サービス提供時間帯			20分以上45分未満		45分以上		身体介護に続いて生活援助を行った場合所要時間が20分から起算して25分増すごとに利用者負担額65円を加算			
	昼間			1790円	179円	2200円	220円				
通院等乗降介助		1回につき									
		970円						97円			

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の心身の状況等により、１人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て２人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の２倍になります。

・サービスの加算料金

加算項目	単位	利用者負担額	算定回数など
初回加算	200単位	200円(1割負担)	初回のみ
早朝・夜間加算	基本利用料の25%増		1回当たり
緊急時訪問介護加算	100単位	100円(1割負担)	1回当たり
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	所定単位数の287/1000	所定単位数×28.7%	1月当たり

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※緊急時訪問介護加算とは、利用者やその家族からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときにサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に位置付けられていないサービス(身体介護に限る)を行った場合に加算されます。

②介護保険給付対象外サービス
介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担となります。

複写物	1枚につき	10　　円

③交通費
通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を提供する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの移動に要する交通費の実費を徴収する。
交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの往復距離に応じて、1km当たり20円（税別）として算定する。
なお、交通費については、あらかじめ利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得るものとする。

④キャンセル料金
利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料金をいただきます。ただし、利用者の体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料金は不要とします。

1.ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合は**無料**
2.ご利用の12時間前までにご連絡の場合、1提供当たりの料金の50%を請求いたします。
3.ご利用の12時間前までにご連絡がない場合は1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂戴いたします。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

⑤利用料金などのお支払い方法
毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月（　15　）日までに請求しますので、（　翌月末　）日までに、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

①利用者指定口座からの自動振替

お支払いに確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。

4　サービス利用方法
①サービス利用開始
まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。契約を結び、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

②サービス利用終了
1.ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の（　1　）週間前までに、お申し出ください。
2.当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了日の（　1　）ヶ月までに、文書で通知いたします。
3.自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
　※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
・ご利用者様が亡くなられた場合

③契約解除
・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様　などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを（　2　）ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず（　10　）日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

・職員への暴言、暴力等のハラスメントが見られた場合、ご利用者様の心身の状況を踏まえ、担当ケアマネージャー、ご家族様に相談させて頂き、今後の対応を検討させていただきます。また、職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をさせて頂く場合がございます。

④その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問介護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。
その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 第三者評価の実施状況の記載

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1　あり　　2　なし
	2　なし		

6 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、
事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

7 虐待防止のための措置

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の人権保護、虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。

8　事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録する。また賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【弊社お客様相談窓口】

苦情相談受付窓口	谷口　摩耶
受付日	（　月　）曜日～（　金　）曜日（国民の祝日・年末年始・夏季休暇を除く）
受付時間	午前8:30　～　午後5:30

【その他】

岡山県国民健康保険団体連合会（介護110番）	電話番号　(086)-226-9400
津山市社会福祉事務所（高齢介護課）	電話番号　(0868)-32-2070
福祉しあわせ課	電話番号　(0868)-66-1129
久米南町保健福祉課	電話番号　(0867)-28-4411
鏡野町総合福祉課	電話番号　(0868)-54-2986
岡山市北区役所建部支所	電話番号　(086)-722-1111

①苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。

②相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。

③対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）

【会社概要】

社名	株式会社心笑
設立	2021年2月25日
所在地	岡山県久米郡美咲町小原1511
代表者	代表取締役　　谷口　直樹
事業内容	訪問介護

重要事項説明書の説明年月日	**年　　月　　日**

【事業者】	所在地	岡山県久米郡美咲町小原1511
	法人名	株式会社心笑
	代表者名	代表取締役　　谷口　直樹　　㊞
	事業所名	ヘルパーステーション　スマイル （指定番号 3373800642 ）
	説明者氏名	サービス提供責任者　　谷口　摩耶　　㊞

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

【ご利用者様】	住所	
	氏名	
【代理人様】	住所	
	氏名	㊞　（続柄:　　）
	署名代行理由	